

新見市大佐B&G海洋センターバイオマスボイラ導入計画策定事業  
委託業務公募型プロポーザル実施要領

令和元年10月

新 見 市

## 目次

1 目的.....	- 1 -
2 業務.....	- 1 -
3 参加資格要件等 .....	- 1 -
4 スケジュール（予定） .....	- 2 -
5 公募型プロポーザル手続等.....	- 2 -
6 最優秀提案者（優先交渉先）等の決定 .....	- 5 -
7 契約 .....	- 6 -
8 公正なプロポーザルの確保 .....	- 6 -
9 留意事項 .....	- 7 -

### <実施要領様式>

様式1 公募型プロポーザル参加申請書

様式2 企画提案書提出届

様式3 新見市大佐B&G海洋センターバイオマスボイラ導入計画策定事業委託業務に係る企画提案書

様式4 公募型プロポーザル業務工程表

様式5 公募型プロポーザル類似業務実績

様式6 質問書

## 1 目的

本業務は、再生可能エネルギーを利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本計画調査、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行うことを目的とするもので、他地域への波及性がある費用対効果が高いCO2排出削減対策をめざす。

## 2 業務

### (1) 業務名

新見市大佐B&G海洋センターバイオマスボイラ導入計画策定事業委託業務

### (2) 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年2月14日まで

### (4) 提案上限額

7,632,900円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 3 参加資格要件等

### (1) 提案できる者

企画提案ができる者は、以下の要件をすべて満たす法人とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと
- ② 新見市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成17年3月31日告示第18号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと
- ④ 新見市暴力団排除条例（平成23年7月1日条例第32号）第2条第1号、第2号、又は第3号に該当しないこと
- ⑤ 本業務を遂行するために必要とされる資格、業務経験を有し、木質バイオマスエネルギー利用に係る動向や活用事例等に精通した者を従事させることができること
- ⑥ 木質バイオマスボイラシステムに関するコンサルタント業務や設計・施工・運転実績を有すること

⑥ 国税、岡山県税、及び新見市税の滞納がないこと

## (2) 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 上記(1)の参加資格に定めた要件が備わっていないとき
- ② 複数の企画提案書等を提出したとき
- ③ 提案上限額を超える提案をしたとき
- ④ 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ⑤ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑥ 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ⑦ その他不正な行為があったとき

## 4 スケジュール (予定)

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ① 企画提案書の募集開始      | 令和元年10月23日(水)    |
| ② 質問書の受付開始        | 令和元年10月25日(金)    |
| ③ 質問書の受付期限        | 令和元年10月30日(水)    |
| ④ 質問書への回答期限       | 令和元年11月8日(金)     |
| ⑤ 企画提案書の提出期限      | 令和元年11月12日(火)    |
| ⑥ 提案説明(プレゼンテーション) | 令和元年11月19日(火)を予定 |
| ⑦ 提案審査結果通知        | 令和元年11月下旬        |
| ⑧ 契約手続            | 令和元年12月上旬予定      |

## 5 公募型プロポーザル手続等

### (1) 実施要領及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

#### ① 交付場所

〒719-3503 岡山県新見市大佐小阪部1469番地1  
新見市大佐支局地域振興課  
電話：0867-98-2111

#### ② 交付期間

令和元年10月23日(水)から令和元年11月12日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の間、随時交付する。

#### ③ 入手方法

上記①の場所で直接受け取る、又は新見市のホームページからダウンロードすること。

## (2) 企画提案書類の受付

### ① 提案受付期間

令和元年10月23日(水)から令和元年11月12日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

### ② 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申請書(様式1)
- イ 企画提案書提出届(様式2)
- ウ 企画提案書(様式3)
- エ 公募型プロポーザル業務工程表(様式4)
- オ 公募型プロポーザル類似業務実績(様式5)
- カ 見積書(任意様式)
- キ 会社概要(任意様式)

### ③ 提出部数

正本1部、副本(コピー)8部

### ④ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記①の期限までに必着することとする。

### ⑤ 提出先

〒719-3503 岡山県新見市大佐小阪部1469番地1  
新見市大佐支局地域振興課  
電話：0867-98-2111

### ⑥ 作成要領

#### <企画提案書>

- ア 用紙は、A4判両面使用(A3判は折込)とすること。
- イ ページ番号は表紙を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ウ 企画提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは、注釈を付すこと。

#### <見積書>

- ア 宛先を新見市長、業務名は「新見市大佐B&G海洋センターバイオマスボイラ導入計画策定事業委託業務」とし、事業者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。
- イ 金額については、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税相当額を含む)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。
- ウ 人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、見積書についてはできるだけ詳細に記載すること。

### (3) 質問の受付

企画提案書作成に関する質問は質問書（様式6）を用いて電子メールにより提出するものとし、電話、持参等による問い合わせは認めない。

#### ① 提出書類

質問書（様式6）

#### ② 提出方法

電子メールにより下記のアドレスに提出すること。

宛先：新見市大佐支局地域振興課

件名：新見市大佐B&G海洋センターバイオマスボイラ導入計画策定事業委託業務プロポーザルに係る質問について

E-mail：masashi-yasuda@city.niimi.okayama.jp

#### ③ 受付期間

令和元年10月25日（金）から令和元年10月30日（水）午後5時15分（必着）

#### ④ 質問に対する回答

令和元年11月8日（金）までに、質問者に電子メール等で回答する。市が必要と判断した場合は、ホームページ等に掲載する。

### (4) 予備審査

参加申請書提出者が多数の場合、上記（2）で提出のあった書類をもとに予備審査を行い、3者程度に企画提案書等提出者を選定することがある。

#### 【予備審査を実施した場合】

実施結果について、令和元年11月13日（水）に参加申請書提出者へ電子メールで通知する。なお、審査結果に係る異議申し立てには一切応じない。

#### 【予備審査を実施しない場合】

令和元年11月12日（火）に参加申請書提出者へ電子メールで通知する。

### (5) 提案説明（プレゼンテーション）

企画提案書に記載した内容につき、プレゼンテーションを実施する。

#### ① 日時・会場

令和元年11月19日（火）を予定 新見市役所（詳細は別途通知する）

#### ② 出席者

事業実施担当者を含む3名以内とする。

#### ③ 発表時間

プレゼンテーションを20分以内とし、その後質疑応答を20分程度行う。

#### ④ 留意事項

プレゼンテーション資料には、企画提案書の記載内容のみを使用するものとし、資料

の追加は認めないものとする。

## 6 最優秀提案者（優先交渉先）等の決定

### (1) 企画提案書等の審査

企画提案書及び提案説明（プレゼンテーション）等の内容を基に、あらかじめ定めた企画提案書審査基準に従い、新見市大佐B&G海洋センターバイオマスボイラ導入計画策定事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会が審査し、最も高い得点値を得たものを最優秀提案者、次点者を優秀提案者として決定する。

また、参加申請書提出者が1者の場合でも審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は当該提案者を受託候補者として選定する。

### (2) 企画提案書審査基準

企画提案書は、次の項目ごとに審査する。

審査項目		審査の観点	配点
業務実施体制		業務の実施にあたり、実効性の高い企画力、技術提案力を有する体制を構築しているか。	15点
調査 検討	木質チップ燃料の調査・検討	課題認識が適切になされているか。	15点
	熱利用施設の熱需要の推計	調査方法や調査体制、スケジュール等に具体性があり、実行が期待できるか。	15点
	熱利用システムの基本計画および経済性評価		15点
	検討協議会の運営	協議会設置の意義等の認識が適切になされているか。実施体制、運営方針等が示され効果的な実施が期待できるか。	15点
	事業化計画の策定		15点
その他特記事項		業務の効果的な実施に寄与すると期待できるか。	5点
業務見積額		上限価格を基に評価	5点
合 計			100点

### (3) 結果の通知

最優秀提案者及び優秀提案者を決定後、速やかに、すべての企画提案書提出者に対し結果を通知する（11月下旬を予定）。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

## 7 契約

### (1) 契約者の決定

- ① 最優秀提案者を優先交渉先とし、契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
- ② 優先交渉先との契約が成立しなかった場合は、次点者である優秀提案者が優先交渉先となり、契約交渉を行う。成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

### (2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

### (3) 契約保証金

新見市契約規則（平成17年規則第51号）による。

## 8 公正なプロポーザルの確保

(1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 9 留意事項

### (1) 費用負担

企画提案に関する全ての書類の作成及び提出にかかる費用は、企画提案者の負担とする。

### (2) 提出書類の取扱い

提出書類については、返却しないものとする。

### (3) 市からの提供資料の取扱い

市が提供する資料は、企画提案に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 複数提案の禁止

企画提案者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更は認めない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(6) 虚偽記載の禁止

企画提案書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった場合は、参加申請書又は企画提案書を無効とする。

(7) 使用する言語等

企画提案等手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

<実施要領様式>

- 様式1 公募型プロポーザル参加申請書
- 様式2 企画提案書提出届
- 様式3 企画提案書
- 様式4 公募型プロポーザル業務工程表
- 様式5 公募型プロポーザル類似業務実績
- 様式6 質問書